

東京交通労働組合茨城町支部
青年部規約

- 第一條 本青年部ハ東京交通労働組合茨城町支部青年部ト称ス
- 第二條 本青年部ハ茨城町支部員ニテ年令滿二十以下ノ男子並ニ希望者ヲ以テ組織ス但シ希望入會者ハ部委員改選期ニ於テ希望退退退ス不得
- 第三條 本青年部ハ茨城町支部会則ニ則リ部員ノ社會的向上ヲ福利増進並相互親睦ヲ計ルヲ以テ目的トス
- 第四條 本青年部ノ事務ハ茨城町支部内ニ置ク
- 第五條 本青年部ニ左ノ機関ヲ置ク
 - (一) 聯合會 (二) 部委員會
 - (三) 各支部會議
- 第六條 聯合會ハ本青年部ノ最高機關ニテ各支部會前部長是ヲ選任ス但シ部委員會ハ之ヲ選任スハ各支部員ノ過半数ノ票ヲ以テ之ヲ選任ス
- 第七條 部委員會ハ部長ニ選任ス聯合會会期ニ於テ之ヲ選任ス
- 第八條 各支部會議ハ聯合會ニ部委員會ハ決議ニ基キ各關係事項ヲ處理シ各支部長ヲ召集ス

召集

- 第九條 本青年部ニ左ノ役員ヲ置ク
 - (一) 部長一名 (二) 副部長一名
 - (三) 部委員八名 (書記 二名)
 - (四) 議長一名 (部長兼任)
- 第十條 本青年部ニ左ノ部門ヲ置ク
 - (一) 修養部 (二) 調查部
- 第十一條 本會 役員ハ左ノ方法ニ依リ選任ス
 - 一 正副部長ハ支部役員ヲ選任ス
 - 二 部委員ハ支部各班青年部員ノ互選トシ各班一一名選出ス
 - 三 書記ハ部委員中ヨリ部長ヲ指名トシ手會合ニ承認ヲ得ベシ
- 第十二條 本會役員ノ職務ハ左ノ如シ
 - 一 部長ハ本青年部ヲ代表シ各務ヲ指揮ス
 - 二 副部長ハ部長ヲ補佐シ事故ニ際シ之ヲ代理ス
 - 三 各支部委員ハ該支部員ヲ統轄シ該支部ノ事務ヲ處理ス
- 第十三條 修養部部長ハ左ノ事業ヲ行フ
 - (一) 研究会 (二) 懇談會
 - (三) 婦人部ト提携シ會報發行其ノ他必要ノ課ハ之ヲ修養施設ヲナス
- 第十四條 調查部ハ左ノ任務ヲ遂行ス

(一) 當班支部員ハ他支部ノ連絡ハ病狀等ハ天候等ニ依リ精神の斯様ニ損傷調査及以テ調査事項ヲ支部ニ報告シ其ノ取扱ヲナス

第十五條 部員ニテ本會ニ特別功勞アリタル者ハ模範的行動アリタル者ハ機關ニ計リ表彰ス

第十六條 部員ニテ會期ヲ欠シ又ハ規程行爲ニ違フハ除名若シテ其ノ他處罰ヲ受ケル可ク但シ除名ハ支部承認ヲ得ベシ

第十七條 本青年部規約ハ部委員會ハ決議ヲ以テ之ヲ改定スル可ク但シ總會承認ヲ得ルヲ要ス

第十八條 本青年部規約ハ部委員會ハ決議ヲ以テ之ヲ改定スル可ク但シ總會承認ヲ得ルヲ要ス

第十九條 本規約ハ一九四五年 月 日ヨリ施行ス

以上

労働第二一八八號

昭和九年十月二十六日

警視總監 藤 沼 庄 平

常務理事

労働課長

事務主任

内務大臣 後 藤 文 夫 殿
社 會 局 長 官 殿
各 府 縣 知 事 殿

東京市電労働争議解決後ノ状態ニ關スル件 (第三報)

- (一) 東京市電労働争議解決後ノ状態ニ關スル件 (第三報)
- (二) 十月十五日(金)三日開催市會ニ出席シテ又労働員ノ動員セカ事致シ
- (三) 自動車部十月十五日(金)午前九時ニ於テ市會ニ出席シテ又労働員ノ動員セカ事致シ
- (四) 婦人部十月十五日(金)午前九時ニ於テ市會ニ出席シテ又労働員ノ動員セカ事致シ

594/